

申告受付会場と日時

昨年と日程が変わりましたので、ご注意ください。

受付会場	受付日時	
鳩ヶ谷庁舎 2階大会議室	2月1日(水)・2日(木)・ 3日(金)・6日(月)	9:00 ～ 15:00
戸塚公民館	2月7日(火)・8日(水)	
芝市民ホール (芝支所と併設)	2月9日(木)・10日(金)	
新郷公民館	2月14日(火)	
神根公民館	2月15日(水)	
安行公民館	2月16日(木)	
市役所本庁舎 5階大会議室	2月17日(金)～3月15日(水) (土・日曜日除く)	9:00 ～16:00

※各会場とも初日は大変混雑することが予想されます。

※駐車場には限りがあり大変混雑しますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

※混雑状況により受付終了時間を早める場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。

税金を知ろう⑨

市民税・県民税の申告受付を行います

平成29年度分(平成28年分)市民税・県民税の申告を受け付けます。
会場と日時を確認の上、ご来場ください。



申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書(申告をするかたで2月になっても申告書が届かない場合は、市民税課へお問い合わせください)
 - 本人確認書類(マイナンバーと身元を確認できるもの)
 - 印鑑(スタンプ式不可)、筆記用具
 - 収入・所得を証明できる書類(源泉徴収票、給与明細書など)
 - 社会保険料(健康保険、国民年金、介護保険など)の支払証明書または領収書
 - 生命保険料(一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険)、地震保険料などの控除証明書
 - 医療費の領収書など(支払金額、保険で補てんされた金額はそれぞれ事前に集計してください)
 - そのほか申告に必要な書類(障害者手帳など)
- ※原則として書類は返却しません。控えが必要なかたは事前にコピーをしてから持参してください。
- ※確定申告は、「確定申告のお知らせ」はがき(税務署から送付されているかたのみ)が必要です。

マイナンバーの記載と本人確認書類

マイナンバー法に基づき、申告手続きなどの際はマイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。

本人確認は、「番号確認:正しいマイナンバーであることの確認」と「身元確認:申告者等がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認」に分類され、それぞれで用意いただく書類の組み合わせは、次のとおりです。

1点で確認できるもの

マイナンバーカード(「番号確認書類」と「身元確認書類」を兼ねます)

2点以上で確認できるもの(マイナンバーカードをお持ちでないかた)

①番号確認書類

通知カード、マイナンバーが記載された住民票または住民票記載事項証明書のうちいずれか1つ

②身元確認書類

1点必要な書類

市役所から送られた住所・氏名の印字された申告書、運転免許証、パスポート、在留カード、障害者手帳、公的医療保険の被保険者証など

または

2点必要な書類

税金・社会保険料・公共料金の領収書、納税通知書、母子健康手帳など

詳細は市ホームページをご覧ください。

※マイナンバーは、市民税・県民税の賦課徴収事務、税務調査に関する事務のため利用します。

未来につなぐ相続登記

相続登記はお済みですか？相続登記をしないことで、思わぬ不利益を受けることがあります。自分の権利を大切に、次世代の子どもたちのために、未来につながる相続登記をしませんか。

問い合わせ…さいたま地方法務局 川口出張所

☎048-255-4844

埼玉司法書士会 ☎048-863-7861

埼玉土地家屋調査士会 ☎048-862-3173

不動産公売

市税などの滞納で差し押さえた財産（土地・建物）を公売します。

【公売の流れ】

平成29年1月17日(火) 公告



売却する不動産と見積価額が決定します。土地付建物8件、マンション8件を予定しています。

平成29年2月14日(火) 入札と開札



希望する物件について入札を行い、最高価額の入札者に売却が決定します。場所：鳩ヶ谷庁舎

平成29年2月21日(火) 買受代金納付

問い合わせ…納税課 ☎048-259-7642

※公売財産の詳細は、上記公告日以降に市ホームページなどで公開します。どなたでも参加できますが、完納などにより、中止になる場合があります。

税務署からのお知らせ

社会保障・税番号(マイナンバー)制度

平成28年分以降の所得税・復興特別所得税、贈与税の申告書の提出には、

- ・マイナンバー（12桁）の記載が必要です。
- ・本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族のかたの本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

問い合わせ…川口税務署 ☎048-252-5141(代表)

西川口税務署 ☎048-253-4061(代表)

※自動音声に従い番号「0」を選択してください。

郵送での申告がおすすめ

申告会場は大変混雑するため、郵送での申告をおすすめします。

申告書に住所・氏名・生年月日・電話番号・必要事項（所得や控除など）を記入、押印し、番号確認書類（マイナンバーカードなど）のコピー・必要書類（控除証明書など）を同封の上、返信用封筒で郵送してください。（切手不要）

※記入内容を電話で確認することがあります。

公的年金等を受給されているかたへ

公的年金等の収入の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要はありません。

※所得税の還付、純損失や雑損失の繰越控除などの控除を受けるときは、確定申告書の提出が必要で、詳細は税務署にお問い合わせください。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

ふるさと納税ワンストップ特例の申請手続きをされたかたへ

市民税・県民税申告書（確定申告書含む）を提出する場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請をしていても申請がなかったものとみなされますので、寄附金控除も忘れず申告してください。

国民健康保険に加入されているかたへ

国民健康保険の加入者とその世帯主で17歳以上のかたは、所得がない場合や被扶養者の場合でも、市民税・県民税の申告が必要となります。

給与支払報告書の提出

平成28年中に給与などの支払いをした事業所などは、給与の支払いを受けたかたの1月1日現在の住所

所在地の市町村に、給与支払報告書の提出が必要です。

※個人市民税・県民税は、原則特別徴収（給与天引き）となります。退職など普通徴収に該当するかたがいる場合には、総括表と給与支払報告書のほかに、普通徴収切替理由書（兼仕切書）の提出が必要となります。

提出期限…1月31日(火)

提出先…市民税課（郵送可）

提出物…総括表と給与支払報告書（1人につき2部）

※普通徴収切替理由書（兼仕切書）は普通徴収切替者がある場合のみ

今月の納期

市民税・県民税（第4期）・国民健康保険税（第7期）納期限…1月31日(火)

納付は口座振替をご利用ください。コンビニでも納められます。なお、納期限を過ぎると、延滞金が増える場合があります。